

坂井市脱炭素ロードマップ策定支援業務委託仕様書

1 委託業務・・・坂井市脱炭素ロードマップ策定支援業務

2 目的

本業務は、坂井市内の地域脱炭素に関連する事業の実現可能性調査、将来ビジョン、脱炭素シナリオの構想の取りまとめ、再生可能エネルギー導入等の脱炭素に資する目標を定め、坂井市のゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップを策定することを目的に行うものである。

3 業務期間・・・契約締結日の翌日から令和6年1月12日（金）まで

4 仕様書の位置付け

この仕様書は、公募型プロポーザルを実施するにあたり、坂井市として最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する具体的な手法、また2の目的を達成するための本仕様書には記載していない独自の提案、そして計画の実現可能性を高めるための提案を期待している。

5 業務内容

(1) 地域の現状把握

- ・基礎情報として、地球温暖化の現状と地球温暖化を巡る国内外の動向を整理する。
- ・本市の自然的・経済的・社会的な観点から地域の特性を整理し、脱炭素社会の実現に向けて解決すべき課題を整理する。

(2) 温室効果ガス排出・吸収量の現況及び将来推計

- ・環境省が定める「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」や「地方公共団体実行計画（区域施策編）」

策定・実施マニュアル」などを参考に、推計に必要な最新の統計資料・データ等を収集・整理し、本市における現況の温室効果ガス排出量（部門別）及び吸収源による温室効果ガス吸収量を推計する。推計方法については、可能な手法から最適な手法にて整理を行う。また、各部門の推計方法はわかりやすく整理し、参考資料として取りまとめる。

- ・ 現況推計を踏まえて、本市の温室効果ガスの吸排出量の実態を踏まえた地球温暖化対策の課題を整理する。
- ・ 今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の本市における温室効果ガス吸排出量の将来推計を行う。将来推計は、2050年までの脱炭素に向けて将来のエネルギー消費量等の活動量を加味した上で、下記（3）及び（4）にて検討する脱炭素に関連する取組の効果を考慮した将来予測も複数パターン行う。

（3）将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成及び実現に向けた目標の策定

- ・ 地域の特性を踏まえた再生可能エネルギー賦存量・利用可能量を推計し、地域脱炭素に関連する事業の在り方を取りまとめた上で、実現可能性調査を実施する。
- ・ 温室効果ガスの吸排出量の将来推計を踏まえ、本市の地域特性を考慮した、実現可能性のある地域脱炭素に関連する事業について、施策の取組方針として地域の経済・社会的諸課題を同時解決する将来ビジョン・脱炭素シナリオを取りまとめる。
- ・ 将来ビジョン・脱炭素シナリオの実現に向けた本市における再生可能エネルギー導入等の脱炭素に資する目標を策定する。目標設定は2050年の目標を前提として、中間地点の目標も掲げる。
- ・ 取組毎の温室効果ガス排出量の削減、及び吸収量の増加を適切に把握するための評価方法を検討する。

（4）地域脱炭素実現のために必要な政策及び重要施策に関する構想の策定

- ・ 上記（3）で策定した目標を実現するために必要な脱炭素に関する政策及び重要施策に関する構想を策定する。構想の策定については市が掲げる「海・

川・里・山 四季を感じる自然環境都市 坂井市」の特色を生かし、地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー利用による地域脱炭素の実現を目指すものとする。

(5) 推進体制の検討

- ・地域脱炭素に関連する事業を実現していく上で必要な推進体制について検討する。特に、連携を図るべき関係者と将来ビジョン・脱炭素シナリオを共有し、取組に応じた役割分担、体制について方向性を示す。

(6) 会議の開催

- ・業務内容を踏まえた構想の実現のために、地域のステークホルダー等との協働が重要となるため、関係事業者や団体等による会議開催を支援し、再生可能エネルギーに関する施策や導入目標に関する協議に参加すること。
- ・会議開催における必要な資料（当日資料等）について作成し、事前に市へ提供すること。資料印刷費等の諸経費はすべて受託者の負担とする。
- ・会議の議事録作成や、会議開催等に伴う庶務事務を行うこと。
- ・メンバーからの意見を踏まえ、施策等へ反映すること。
- ・本業務において、当該会議は5回開催する予定とするが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催方法については適宜状況判断を行う。

6 契約時の条件

委託契約候補者を特定後、契約時には以下の条件を付すことになるので工程表や参考見積り作成時に留意すること。

(1) 業務の実施方法

ア 契約時の仕様書に明示されていない事項については、坂井市の指示を仰ぐこと。

イ 本業務の履行にあたり適切な人員を配置するとともに、坂井市と適宜連絡を取りながらその意図や目的を理解した上で業務を実施すること。

ウ 自社の社員の中から、管理技術者及び担当技術者を選任すること。

(2) 業務計画書の提出

ア 契約締結後7日以内に業務計画書を坂井市に提出すること。

イ 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ① 業務着手届
- ② 業務内容
- ③ 業務詳細工程
- ④ 業務実施体制及び組織図
- ⑤ 管理技術者、担当技術者一覧及び経歴書

ウ 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに坂井市に文書で提出し承認をえること。

(3) 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

ア 業務報告書3部（坂井市脱炭素ロードマップ（概要版含む）、打合せ議事録、会議等資料等の業務の経過が分かるものを含む）

イ その他参考資料3部（報告書に含まれない参考資料）

ウ 上記成果品の電子データ1式（CD-R等）（データ形式はword等編集可能な形式と、PDF等閲覧用の形式の両方とする。データ形式については協議の上で決定する。）

(4) 著作権

本業務の成果品に関する権利は全て坂井市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に、受託事業者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツにかかる著作権についてはこの限りではない。

また、本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(5) 情報管理等

ア 適正管理

受託者は、業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失およびき損の防止

その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 利用および提供の制限

受託者は、坂井市の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を業務の目的以外の目的に利用し、または受託者以外の者へ提供してはならない。

ウ 複写、複製の禁止

受託者は、その業務を処理するために坂井市から提供された情報が記録された資料等を、坂井市の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

エ 資料等の返還

受託者は、その業務を処理するため坂井市から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに坂井市に返還し、または引き渡すものとする。ただし、坂井市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

オ 遵守事項

受託者は、その業務に従事している者に対して、契約時の仕様書に記載されている事項に対して遵守させること。

カ 事故報告

受託者は、ここに定める事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに坂井市に報告し、指示に従うものとする。

(6) その他

- ・受託者は、不測の事態により定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ・環境基本法、福井県環境基本条例、その他関連法令等を遵守すること。
- ・本業務は環境省補助事業である令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導

入のための計画づくり支援事業)を利用して行うものであり、公募要領、規定等に基づき実施すること。

- ・本仕様書の内容等について、疑義のある場合は、双方協議の上、決定するものとする。